





(一部改正 平成21年達第69号、平成27年達第52号)

(通報者等の保護)

第6条 正当な通報・相談をしたことを理由として、通報・相談を行った者に対していかなる不利益も与えてはならない。

2 通報・相談を・相 荘 F dB 屯相精籍林起予槽抗